

## 補償契約書

金 \_\_\_\_\_ 円

埼玉県が施行する（路線・河川名等） \_\_\_\_\_ 地内 \_\_\_\_\_ 工事のため  
別表記載の土地に係る補償項目（以下「補償項目」という。）に関し、 \_\_\_\_\_  
を甲とし、埼玉県を乙として、下記条項により契約を締結する。

### 記

#### （契約の主旨）

- 第1条 乙は、補償項目の損失に対して、頭書の金額を甲に支払うものとする。  
2 甲は、この契約に基づくもののほか、一切乙に補償の請求をしないものとする。

#### （補償金の支払）

- 第2条 甲は、この契約締結後に頭書の金額を乙に請求することができる。  
2 乙は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から  
30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

#### （必要書類の提出）

- 第3条 甲は、乙が必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく乙に提出す  
るものとする。

#### （契約に関する紛争の解決）

- 第4条 この契約について関係者から異議の申立てがあったときは、甲は責任を持って  
解決するように努めなければならない。

#### （契約外の事項）

- 第5条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、  
乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名（法人については記名  
によることができる。）押印の上、それぞれ1通を保有する。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

住 所 \_\_\_\_\_

甲

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

乙

氏 名 \_\_\_\_\_ 印